

ID: 1638

担当部署: 経済観光部 産業戦略課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第2項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
【基準】 政令第9条第2項の規定による。 (認定計画の変更等) 第9条 2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第4条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第6項に規定する特定会社又は同条第4項若しくは第5項の規定による認定を受けた者若しくは同条第4項第2号に規定する会社が当該認定計画(当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの)に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日